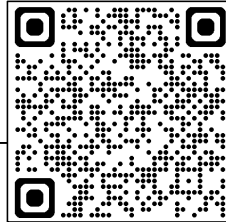


I 高圧ガス保安行政の動向

○ 冷凍保安規則等を改正する省令について(令和7年経産省令第42号)

- ① 圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し
- ② 設備の点検・異常確認時の措置
- ③ ガスの種類や設備の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置を行うもの
- ④ 高圧ガスの製造の規制を適用しないものの追加
- ⑤ 試験研究施設における軽微変更工事の具体化(内規の新設)



改正に係る詳細は、経済産業省やKHKのHPを参照ください。

↓ 高圧ガス保安法関係改正動向(上記QRコードからもアクセス可)

https://www.khk.or.jp/public_information/legal_trends/h_re_r06.html

1

○ 冷凍保安規則等を改正する省令について(令和7年経産省令第42号)

- ① 圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し
- ② 設備の点検・異常確認時の措置
- ③ ガスの種類や設備の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置を行うもの
- ④ 高圧ガスの製造の規制を適用しないものの追加
- ⑤ 試験研究施設における軽微変更工事の具体化(内規の新設)

2

① 圧縮水素スタンドにおける常用圧力上限値等の見直し

流動防止措置 . . . 一般則例示基準の2
コンビ則例示基準の2

圧力リリース弁 . . . 一般則例示基準の13の2
コンビ則例示基準7の2

敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置(圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド) . . . 一般則例示基準56の2
コンビ則例示基準63の2

3

② 設備の点検・異常確認時の措置

例) 一般則第6条2項の四(定置式製造設備に係る技術上の基準)

高圧ガスの製造は、**製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のある時は、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて**すること。



高圧ガスの製造は、**製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて**すること。

同様に、冷凍則第9条2項、液石則第6条2項の四、液石則第53条2項の二、一般則第6条2項の四、一般則第50条2項の三、一般則第50条2項の十八、コンビ則第5条2項の五、において、点検の時点や回数の規定が見直され、**当該規定は例示基準に移行した。**

4

② 設備の点検・異常確認時の措置

空気液化分離装置以外の製造施設である事業所の点検

➡ これまでどおり、使用開始時、使用終了時、運転中の点検が必要

空気液化分離装置による酸素、窒素、アルゴン等の製造施設である事業所

➡ 使用開始時、使用終了時の点検はこれまでと変わりなし。
運転中の点検については、条件を満たした場合は現場に行かずに遠隔監視での点検に変えることができるようになった

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について49、49の2（新設）
液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について37
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について57、57の2（新設）

③ ガスの種類や設備の実態に応じた保安企画推進員の選任のための要件に係る措置を行うもの

一般則
第七十条
法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。
ただし、経済産業大臣がこれと同等以上の知識経験を有すると認めた者である場合は、この限りでない。

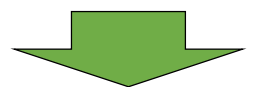
(2) 一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について
第70条関係
本条ただし書の「経済産業大臣がこれと同等以上の知識経験を有すると認めた者」とは、第66条第1項第15号に掲げる製造施設によって高圧ガスを製造する事業所における保安企画推進員を対象とし、保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して3年以上従事し、かつ、高圧ガス製造の保安に関する企画又は指導の業務に通算して1年以上従事した者であって、次の①及び②に掲げる要件に該当する者とする。

- ① 保安教育計画において、以下の事項及び必要な保安教育のためのプログラムを定め、当該プログラムを修了した者であること。
- ② 保安企画推進員としての職務を遂行するにあたって支障のないよう適切な権限が付与され、かつ、そのことが危害予防規程において明示されている者であること。

同様の内容で、(4)コンビナート等保安規則の運用及び解釈についても新設

④ 高圧ガスの製造の規制を適用しないものの追加

・ 高圧ガス保安法第3条第1項第9号における災害の発生のおそれがない高圧ガスに係る適用除外の規定を受け、高圧ガス保安法施行令第2条第5項第9号においては、設備内のガスの容積が0.15立法メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるものは規制の対象から除外している。



・ 高圧ガス保安法施行令関係告示（平成九年通商産業省告示第百三十九号）第4条の2の八が新たに新設され、一定の要件を満たす「試験研究の用に供する機器」「陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造のために使用されるサイクロトロン」内の高圧ガスについて、新たに規制対象から除外された。

⑤ 試験研究施設における軽微変更工事の具体化（内規の新設）

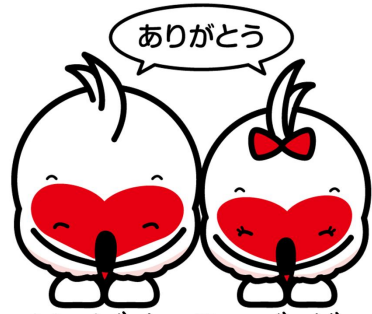
一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第5号及び冷凍保安規則第17条第1項第6号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて（内規）

試験研究施設とは...

- (1) 事物、機能、現象等について新たな知見を得ることを目的とするもの
- (2) 利用可能な知見の新たな応用を考案することを目的とするもの

詳しくは経産省の資料をご参照ください。
一般高圧ガス保安規則第15条第1項第5号、コンビナート等保安規則第14条第1項第5号、液化石油ガス保安規則第16条第1項第5号及び冷凍保安規則第17条第1項第6号に掲げる「試験研究施設における処理能力又は冷凍能力の変更を伴わない変更の工事であって、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて（内規）
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2025/04/shikenkenkyunaiki.pdf





ご視聴ありがとうございました。